

## 「滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定について」

### ●滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定について

滋賀県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の一般社団法人等の中から 1 団体を「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」に指定することとし、指定を希望する団体を公募しておりましたが、募集期間内（平成 28 年 1 月 8 日～1 月 29 日）に 1 つの団体から申請があり、次の団体を指定しましたのでお知らせします。

### ●指定団体

公益財団法人淡海環境保全財団  
草津市矢橋町字帰帆 2 1 0 8 番地

### ●指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間